山口県(東部地域企業誘致加速補助金)・岩国市 支援制度

●山口県

IT企業誘致促進補助金

<対象業種> 産業支援サービス業

※ソフトウェア業・情報処理サービス業・情報提供サービス業

・インターネット付随サービス業・コールセンター業・広告業・デザイン業

補助要件

操業開始~6か月を経過するまでに従業者3人を下回らないこと

- 雇用保険法の被保険者 操業開始から6か月以上の継続雇用
- 事務所指定から操業開始までの間に3人雇用(異動者も含む)

補助内容

対象経費			補助率	限度額
通信回線使用料不 動 産 賃 借 料			1/2	合計5,000万円/年 ※操業開始から3年以内
雇用	用 助	成	_	30万円/人 ※操業開始から3年以内(1人1回)

●岩国市

IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金

<対象業種> 産業支援サービス業

※ソフトウェア業・情報処理サービス業・情報提供サービス業

・インターネット付随サービス業・コールセンター業・広告業・デザイン業

補助要件

新規雇用者数3人以上が市内に在住

- 雇用保険法の被保険者 雇用期間の定めのない労働者 操業開始から1年以上の継続雇用
- 調印式(協定書締結)から操業開始までの間に3人雇用(異動者も含む)

補助内容

対象経費		補助率	限度額		
オフィス開設経費		1/2	500万円 〈対象経費〉 改修費·備品購入費·通信回線工事費·不動産仲介手数 料等		
雇	用	助	成	_	30万円/人 ※調印式から操業開始までの雇用(1人1回)

or

サテライトオフィス誘致促進補助金

<対象業種> 産業支援サービス業

※IT企業誘致促進補助金と同様



<サテライトオフィス補助金のみ>

- ・本社機能の一部 (総務部門等)
- ・新製品の研究開発等を行う業務

補助要件

操業開始~6か月を経過するまでに従業者1人を下回らないこと

- 雇用期間の定めのない労働者 操業開始から6か月以上の継続雇用 ●オフィスに常駐
- 事務所の指定から操業開始までの間に1人雇用(異動者も含む)

補助内容

対象経費	補助率	限度額
通信回線使用料	1/2	200万円/年 ※操業開始から3年以内
不動産賃借料	1/2	120万円/年 ※操業開始から3年以内
施設改修経費	1/2	2,000万円 ※事務所指定~操業開始後半年以内
車借上げ料	10/10	200万円 ※事務所指定〜操業開始までの間
旅費	10/10	120万円 ※事務所指定〜操業開始までの間
雇用助成	60万円/人	期間の定めのない社員 ※操業開始から3年以内
雇用助成	30万円/人	週30時間以上勤務する契約社員等 (1人1回)

or

IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金

<対象業種> 産業支援サービス業 (※同左)



くサテライトオフィス補助金のみ>

- ・本社機能の一部(総務部門等)
- ・新製品の研究開発等を行う業務

補助要件

従業者 1 人以上が市内に在住

- 雇用保険法の被保険者
- 雇用期間の定めのない労働者 オフィスに常駐
- 操業開始以降5年以上の事業継続 調印式から操業開始までの間に1人雇用(異動者も含む)

補助内容

対象経費	補助率	限度額
オフィス開 設 経 費	1/2	500万円 〈対象経費〉 改修費·備品購入費·通信回線工事費·不動産仲介手数 料等